【課名・係名】塓項对朿詸塓項指導係		
苦情受付票(公害)システム		
立川市長		
環境資源循環部環境対策課		
苦情・相談に関する対応経過の管理や統計処理に利用するため		
1申立者住所、2氏名、3電話番号、4申立対象住所、 5名称・代表者、6電話番号、7申立趣旨、 8調査及び処理内容		
申立者、申立対象者		
本人		
含まない		
(名 称)立川市行政管理部文書法政課		
(所在地) 〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9		
_		
☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) (マニュアル処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無		
非該当		
実施なし		
含まない		

作成日(最終修正日):令和6年4月19日

	【环口 「小口】 埃克列米环埃克田等小		
個人情報ファイルの名称	各相談記録簿ファイル(空き地・雑草苦情、蜂の巣相談、各種 相談・その他(鳥獣、害虫等、石綿等))		
一行政機関等の名称	立川市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	環境資源循環部環境対策課		
個人情報ファイルの利用目的	苦情・相談に関する対応経過の管理や統計処理に利用するため		
記録項目	1住所、2氏名、3電話番号、4相談内容		
記録範囲	相談者		
記録情報の収集方法	本人		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)立川市行政管理部文書法政課		
	(所在地) 〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)		
	ファイル 口有 口無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月19日

【誄名・係名】塓項对朿詸塓項指導係		
苦情受付票ファイル		
立川市長		
環境資源循環部環境対策課		
苦情・相談に関する対応経過の管理のため		
1 申立者住所、2 氏名、3 電話番号、4 申立対象住所、 5 名称・代表者、6 電話番号、7 申立趣旨、8 調査及び処理内容、 9 不動産登記事項、10 現場写真		
申立者、申立対象者		
本人、東京法務局		
含まない		
(名 称)立川市行政管理部文書法政課		
(所在地) 〒190-8666 立川市泉町 1156 番地の 9		
_		
□法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)		
非該当		
実施なし		
含まない		

作成日(最終修正日):令和6年4月19日

四八月秋ノブイル海(千宗)			
個人情報ファイルの名称	畜犬登録システム		
行政機関等の名称	立川市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務 をつかさどる組織の名称	環境資源循環部環境対策課		
個人情報ファイルの利用目的	畜犬登録・狂犬病予防注射済/未済の管理のため		
記録項目	1申請者(犬の所有者)住所、2氏名、3電話番号、 4前飼い主の情報(購入・譲渡等の場合)、5転入前住所		
記録範囲	申請者		
記録情報の収集方法	犬の所有者、環境省		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
記録情報の経常的提供先	_		
開示請求等を受理する組織の名称及び所 在地	(名 称)立川市行政管理部文	書法政課	
	(所在地) 〒190-8666 立川市	泉町 1156 番地の 9	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定 による特別の手続等			
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集を する個人情報ファイルである旨	ファイル □有 ☑無 非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける 組織の名称及び所在地	実施なし		
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし		
作成された行政機関等匿名加工情報に関 する提案をすることができる期間	実施なし		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれ ているときはその旨	含まない		
備考			

作成日(最終修正日): 令和6年4月19日